衣浦港３号地廃棄物最終処分場　埋立処分料金

（単位：円／トン）

区分				処分単価	初年度に適用 新規割引単価	翌年度以降に適用 継続割引単価 継続年数2年度目	同3年度目	同4年度目	同5年度目以降	基点量超過割引単価
産業廃棄物	主として安定型区画に処分	廃プラスチック類※	溶融固化物	16,100	*14,500*	*13,700*	*12,900*	*12,100*	*11,300*	***11,300***
			その他	61,000	*54,900*	*51,900*	*48,800*	*45,800*	*42,700*	***42,700***
		ゴムくず※		61,000	*54,900*	*51,900*	*48,800*	*45,800*	*42,700*	***42,700***
		金属くず※		11,200	*10,100*	*9,600*	*9,000*	*8,400*	*7,900*	***7,900***
		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※	海面に浮くもの	76,300	*68,700*	*64,900*	*61,100*	*57,300*	*53,500*	***53,500***
			その他	11,200	*10,100*	*9,600*	*9,000*	*8,400*	*7,900*	***7,900***
		がれき類※	海面に浮くもの	76,300	*68,700*	*64,900*	*61,100*	*57,300*	*53,500*	***53,500***
			その他	11,200	*10,100*	*9,600*	*9,000*	*8,400*	*7,900*	***7,900***
	管理型区画に処分	自動車等破砕物※	溶融固化物	15,700	*14,200*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*	***11,000***
			その他	76,300	*68,700*	*64,900*	*61,100*	*57,300*	*53,500*	***53,500***
		燃え殻		15,700	*14,200*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*	***11,000***
		無機性汚泥		15,700	*14,200*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*	***9,000***
		鉱さい		*9,800*						***7,000***
		ダスト類		15,700	*14,200*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*	***11,000***
		第13号廃棄物		15,700	*14,200*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*	***11,000***
一般廃棄物		燃え殻		15,700	*14,200*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*	***11,000***
		ばいじん		15,700	*14,200*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*	***11,000***
		溶融スラグ		15,700	*14,200*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*	***11,000***
建設発生土		土壌環境基準に適合するもの		3,000						
		その他		8,000						

赤字は廃棄物の種類ごとの単価のうち最も安価であるものを示します。

注１）　埋立処分料金は、単価に計量重量（最小単位10キログラム（0.01トン））を乗じて算出します。
注２）　埋立処分料金には、別途消費税が課されます。
注３）　産業廃棄物にあっては、別途産業廃棄物税（１トン当たり1,000円）が課されます。
注４）　斜字体は新規割引単価、鉱さい割引単価又は継続割引単価であり、令和６年３月31日までの時限措置とします。太字の斜字体は基点量超過割引単価であり、令和５年３月31日までの時限措置とします。
注５）　新規割引単価については、当財団（衣浦港３号地廃棄物最終処分場）に新たに廃棄物（鉱さいを除く。）を搬入する事業場の初年度の搬入量の全量に適用します。
注６）　継続割引単価については、廃棄物（鉱さいを除く。）の年間搬入量のうち規定量（前年度の搬入量の80％の量）を超える部分（基点量超過割引に係る基点量を超える部分を除く。）に適用します。
注７）　継続割引の継続年数とは、継続して搬入実績のある年度（割引を適用しようとする年度を含む。）の数をいいます。ただし、廃棄物（鉱さいを除く。）の年間搬入量が規定量に満たない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。）は、継続がないものとして扱います。
注８）　基点量超過割引単価については、廃棄物の年間搬入量のうち基点量（平成29年度の搬入量（平成29年度に搬入がない場合は、初年度の搬入量））を超える部分に適用します。
注９）　年度の区切りは、当財団の会計年度（４月１日から翌年の３月31日まで）とします。そのほか、料金割引制度に係る運用の詳細については、当財団理事長が別途定めます。
注10）　※の品目のうち海面に浮くものは、当分の間、受け入れません。